

MCS 三郷市在宅医療・介護連携推進協議会独自ルール

1 (患者同意)

患者同意は主治医もしくは、主治医が指示した者が取得する。

2 (MCS 管理者の把握)

三郷市在宅医療・介護連携サポートセンター(以下、「サポートセンター」)は、各事業所の MCS 管理者および ID 登録者の名簿を作成し、管理する。

3 (ID・パスワードの発行及び削除)

ID の発行及び削除はサポートセンターを通じて行う。

4 (相談窓口)

MCS についての相談窓口はサポートセンターとする。

5 (グループメンバーの招集について)

- (1) ケアマネジャーは医師より問合せがあった場合において、対象者に関する専門職を医師へ伝えること。
- (2) サポートセンターは医師の指示がある場合において、MCS 上のグループメンバーの招集を支援する。
- (3) 医師は、初回召集にメンバーが応答しない場合は、電話にて参加を促す。

6 (コメント記載ルール)

- (1) 事業所単位で登録している者が MCS へコメントを入力する場合は、職種及び氏名を名乗る。
(例) 看護師の三郷一郎です。
- (2) 代理入力する場合、訪問者名を記載する。
(例) 登録ヘルパー花和田太郎が訪問しましたが、代理で管理者の彦成二郎が入力します。
- (3) 発言の内容が情報提供か、返答を求めるものか文頭に入力する。
(例) (情報提供)2/2 訪問時の記録です。
(質問) 次回の往診日はいつでしょうか。 **(*急を要する質問は電話で確認する。)**

7 (MCS で共有する内容)

各専門職が多職種と共有すべきと判断する内容を載せる。

8 (罰則規定)

故意に個人情報を出させた者がいる場合、医師およびサポートセンターはその者をグループから退会させることができる。